

議案第29号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成25年4月23日提出

狭山市長 仲川 幸成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成24年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

平成25年3月29日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成24年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成24年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,992,897千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 財産収入		千円 135	千円 517	千円 652
	1 財産運用収入	135	517	652
歳 入 合 計		7,992,380	517	7,992,897

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 165,250	千円 517	千円 165,767
	1 基金積立金	165,250	517	165,767
歳 出 合 計		7,992,380	517	7,992,897